

宇和島地区広域事務組合消防本部インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島地区広域事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）が行う学生及び社会人実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、大学、専門学校、高等学校等（以下「高校等」という。）に在籍する学生及び社会人に職業体験の機会を提供し、消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として、宇和島地区広域事務組合消防士採用試験の受験を希望する者とする。

(実習生の受入手続および受入期間)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する者は、インターンシップ受入申込書を宇和島地区広域事務組合消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

2 受入にあっては、消防本部の指定する期間とする。

(実習時間)

第5条 受け入れる学生等（以下「実習生」という。）が実習を行う時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。ただし、消防長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第6条 消防本部は、実習生に対して報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担は行わない。

(誓約書等)

第7条 実習生は、誓約書を事前に消防長に提出しなければならない。

2 実習生は、この誓約の遵守を徹底する義務があるものとする。

(服務等)

第8条 消防本部は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間中、消防職員が遵守すべき法令、条例等並びに実習を担当する所属の所属長及び実習生の指導監督等を担当する職員の指示等に従わなければならない。

4 実習生は、消防本部の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防本部にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第9条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(実習の中止)

第10条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条または前条の規定に従わないとき。

(2) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

2 消防長は、前項の規定により実習を中止する場合はその旨を実習生に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第11条 実習生は、実習中の事故に備え傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により消防本部に損害を与えたとき実習生は、消防本部に対しその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 消防本部は、実習生の個人情報を厳重に管理するものとし、法令等に定められる場合を除き、本人の同意なくインターンシップに関すること以外に使用してはならない。

(庶務)

第13条 インターンシップに関する庶務は、消防本部総務課庶務係において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は、その都度実習生（未成年者に於いては保護者）と協議するものとする。

2 申込に際し、実施状況写真等を報道機関、ホームページ及びソーシャルネットワーキングサービス（SNS）へ掲載する旨を承諾するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。